

女性や子どもの自殺増への対策を求める意見書

コロナ禍において、女性と子どもの自殺が増えている。感染が広がる以前の令和元年に自殺した方は全体で20,169人であり、そのうち未成年者659人・女性6,091人であった。コロナ感染が広がり始めた令和2年には全体で21,081人となり、そのうち未成年者777人・女性7,026人となっている。令和3年も警察庁統計の暫定値ではあるが、令和2年と同水準となっている。

不安定で低賃金の非正規雇用が拡大し、今や働く女性の5割以上が非正規雇用である。コロナ禍で雇用環境が悪化し、「雇用の調整弁」として雇われる非正規雇用労働者の雇止めやシフト減が起きている。さらには、所得が生活保護基準以下の人で、生活保護を利用している人は2割程度と試算されており、先進諸国と比較して非常に低い水準である。

また、児童生徒の自殺の原因・動機としては、「進路に関する悩み」、「学業不振」、「親子関係の不和」が上位となっている。コロナ禍での学校の一斉休業や、大人たちの在宅勤務などにより、学校環境も家庭環境も大きく変化し、子どもたちも厳しい状況に置かれている。危機的な状況にいる子どもたちを、早い段階で支援することが必要である。

よって、本議会は、国に対し、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望する。

1. 自殺対策基本法に基づき、国が自治体の自殺対策計画づくりを支援し、計画に基づく事業への財政支援や事業の結果の検証を行うことで、国が自治体と連携して全国的な自殺対策を改善・進化させること。
2. 若年世代への「生きることの包括的な支援」の強化や、働く人の尊厳と健康が守られる職場を増やすための枠組みづくり、「よりそいホットライン」の拡充など、「自殺総合対策大綱」に即した対策を実現するための予算等を確保すること。
3. 非正規で働く官民の人々が希望すれば無期雇用派遣や直接雇用に転換できるようにすることを推進としつつ、給与水準や労働条件について、待遇改善（同一価値労

働同一賃金の促進) のため必要な対策をすすめること。

4. 利用を希望する人の心理的抵抗感を取り除き、生活保護制度が適切に機能するよう、必要な対策を講じること。
5. 小中高校での相談体制の強化と虐待等からの保護、子どもの意見表明権を保障する仕組みとともに、学校外にも若者の居場所作りを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 4年 3月24日

大分県中津市議会